

上山市国保だより

4月から国保制度が変わります

県が市町村とともに国民健康保険制度を担うことになります



【主な変更点】

山形県
財政運営の
責任主体

被保険者証
8月更新時から
70歳以上の方の
高齢受給者証
と一体化

• 資格（被保険者証の変更）の手続きや保険料の賦課・徴収はこれまでどおり市役所です

• 8月からの新しい被保険者証には県名が表記されます
8月からは、70歳から74歳の方の高齢受給者証が被保険者証と一体化され、医療機関への提示は1枚になります

• 保険税率が変更され、医療分の資産割がなくなり、負担が軽減されます